

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部改正について

1 改正の理由

宮崎県育英資金について、(1)、(2)を目的とした規則改正を行う。

- (1) 改正民法の規定により連帯保証人に係る規定を改正するもの。
- (2) 宮崎県育英資金の返還未済額の圧縮策のひとつとして、貸与申請段階から返還期間を通して計画的な返還に対する意識付けを徹底し、滞納の未然防止を図る。

2 改正の内容

- (1) 連帯保証人変更に係る事務手続を届出から申請に変更する（規則第 5 条）。
- (2) 下記様式の改正を行う。

- ① 貸与申請時に提出する貸与申請書(規則様式第 1 号)
- ② 連帯保証人変更時に提出する連帯保証人変更届(規則様式第 6 号)
- ③ 貸与決定時に提出する借用証書(規則様式第 7 号)
- ④ 返還先延ばしを申請する場合に提出する返還猶予申請書(規則様式第 11 号)

①、③については返還金納入期限や住所等変更届出義務、教育委員会が行う個人情報調査に対する応答義務、連帯保証人に対する履行の請求等が本人の時効に及ぶことの同意等について、裏面に記載する。

②については、(1)に伴い様式の名称を変更し、体裁を整える。

④については、返還計画の詳細等記入欄を設ける。

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、様式第 11 号（規則第 11 条関係）の改正規定については、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年月日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前	改正後
(保証人)		(保証人)
第5条 [略]		第5条 [略]
2・3 [略]		2・3 [略]
4 貸与生又は貸与生であった者は、保証人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、 <u>その旨を連帯保証人変更届</u> 〔別記様式第6号〕に変更後の保証人に係る次条各号に掲げる書類を添付して県教育委員会に届け出なければならない。	4 貸与生又は貸与生であった者は、保証人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、 <u>新たに保証人とする者と連帯</u> 〔別記様式第6号〕に連帯保証人変更申請書〔別記様式第6号〕に、 <u>新たな保証人</u> とする者に係る次条各号に掲げる書類を添付して県教育委員会に変更を申請し、承認を得なければならない。	
(1)・(2) [略]		(1)・(2) [略]
(3) その他保証人を変更しなければならない事由が生じたとき		(3) その他保証人の変更が必要な事由が生じたとき

別記様式第1号、別記様式第6号、別記様式第7号（その1）、別記様式第7号（その2）及び別記様式第11号を次のように改める。

育英資金貸与申請書

宮崎県教育委員会 殿

宮崎県育英資金貸与条例及び宮崎県育英資金貸与条例施行規則第3条の規定により、育英資金の貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。

		学校名		
1 申請者の氏名、住所、連絡先等		申請日	年 月 日	
氏名 (自署)	Ⓜ		電話番号	- -
住所	〒 -		携帯電話番号	- -
2 親権者全員の氏名、住所、連絡先等				
※ 一般に父母それぞれに親権があり、未成年の場合、同意確認のため兩名の署名が必要となります。 事情により親権者が一人又は未成年後見人の場合は、親権者①の署名欄に記入してください。 なお、親権者①は、貸与が決定した場合に、原則、第一連帯保証人となります。				
		親権者①		親権者②
氏名 (自署)	Ⓜ		Ⓜ	
	(申請者の□父 □母 □その他())		(申請者の□父 □母 □その他())	
住所	〒 -		-	
電話番号	- -		- -	
携帯電話番号	- -		- -	
3 申請内容欄				
採用の種類 (<input type="checkbox"/> 予約採用 <input type="checkbox"/> 在学採用 <input type="checkbox"/> 緊急採用)				
希望する育英資金の種類		<input type="checkbox"/> 一般育英資金 <input type="checkbox"/> へき地育英資金		
希望貸与月額 (裏面6参照)		円		
貸与期間		年 月から 年 月まで		
家族の状況				宮崎県教育委員会確認欄
氏名 (続柄)	所 属 (勤務先・学校名等)	同居・別居 の 別	就学者の 場合 選択	所得金額
① (本人)		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
② ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
③ ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
④ ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
⑤ ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
⑥ ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
⑦ ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
				小計
特記事項 該当するものにチェック (✓)を入れる	<input type="checkbox"/> 就学者・未就学児がいる (就学者・未就学児の数 人) <input type="checkbox"/> ひとり親家庭である <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者が別居している <input type="checkbox"/> 長期に療養を必要とする人がいる <input type="checkbox"/> 障がいのある家族がいる (障がいのある家族 人) <input type="checkbox"/> 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた <input type="checkbox"/> その他事情 []			合計
				合計
世帯人数 (人) 収入基準額 (万円) 認定所得金額 (所得金額-特別控除額) () 万円				
4 確認欄				
<input type="checkbox"/> 育英資金の制度内容と、裏面の重要事項について確認しました。 <input type="checkbox"/> 借りるのは申請者(生徒)本人であり、返すのも申請者本人であることを、十分に理解しました。 <input type="checkbox"/> 借りるのは申請者であるが、連帯保証人も同等の債務を負うことを理解しました。 <input type="checkbox"/> 借りる金額、返す金額について確認をし、話し合いをしました。 <input type="checkbox"/> 借りる目的は、申請者の修学(学資)のためであることを理解し、必要性について認識の共有をしました。 <input type="checkbox"/> 借りる申請者本人が、借りた後、何歳までお金を返し続けなければならないか、理解しました。 <input type="checkbox"/> 育英資金以外の修学支援制度について調べた上で、返還が必要な当制度を申請をしました。				

注意事項

- 太枠内を消えないインクのペンで記入してください。また、□は該当するものを選択し、✓を入れてください。
- 申請者と親権者が、それぞれ自筆で記入し、押印欄は、それぞれ異なる印影の印鑑で押印してください。

5 重要事項

- (1) 貸与が決定した場合は、県教育委員会が定める期日までに育英資金借用証書等の必要書類を速やかに提出すること。
この場合、育英資金借用証書には、申請者及び2人の連帯保証人の連署が必要となること。
- (2) 申請者が貸与を受けた場合に、貸与が終了した後、育英資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数分について、宮崎県育英資金貸与条例に定める延滞利息を支払うことになること。
- (3) 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担すること。
- (4) 申請者及び連帯保証人は、育英資金の貸与又は返還のために必要があるときに宮崎県教育委員会が申請者及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、収入等について行う調査に対し、回答する必要があること。
- (5) 前項の調査に対し、回答をしない場合は、貸与期間中に貸与を停止される場合や、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求される場合があること。
- (6) 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求及び連帯保証人の1人が行う債務の承認は、育英資金の貸与を受けた者及び他の連帯保証人に対してもその効力を生ずること。

6 貸与月額一覧表

高等学校（特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程を含む）・専修学校高等課程・高等専門学校

	一般育英資金	へき地育英資金
国公立・自宅通学	18,000	27,000
	14,000	21,000
	9,000	14,000
国公立・自宅外通学	23,000	38,000
	18,000	29,000
	12,000	19,000
私立・自宅通学	30,000	34,000
	23,000	26,000
	15,000	17,000
私立・自宅外通学	35,000	45,000
	27,000	34,000
	18,000	23,000

大学・短大・専修学校専門課程

	大学	短期大学 専修学校専門課程
国公立・自宅通学	44,000	44,000
	33,000	33,000
	22,000	22,000
	22,000	22,000
国公立・自宅外通学	50,000	50,000
	38,000	38,000
	25,000	25,000
	25,000	25,000
私立・自宅通学	53,000	52,000
	40,000	39,000
	27,000	26,000
私立・自宅外通学	63,000	59,000
	48,000	45,000
	32,000	30,000

返還目安額の例（返還期間最大、返還方法月賦の場合）

高等学校（特別支援学校高等部及び中等教育学校後期課程を含む）・専修学校高等課程・高等専門学校

(単位:円)

一般育英資金	貸与月額	3年間利用時の総額	毎月の返還目安額	返還期間
国公立・自宅通学	18,000	648,000	4,500	12年 (返還開始年に18歳の 場合30歳の年まで)
国公立・自宅外通学	23,000	828,000	5,750	
私立・自宅通学	30,000	1,080,000	7,500	
私立・自宅外通学	35,000	1,260,000	8,750	

大学

(単位:円)

	貸与月額	4年間利用時の総額	毎月の返還目安額	返還期間
国公立・自宅通学	44,000	2,112,000	11,000	16年 (返還開始年に22歳の 場合38歳の年まで)
国公立・自宅外通学	50,000	2,400,000	12,500	
私立・自宅通学	53,000	2,544,000	13,250	
私立・自宅外通学	63,000	3,024,000	15,750	

※ 100円未満の端数は調整が入ります。

連帯保証人変更申請書

申請日 年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

（貸与生（借受人））の宮崎県育英資金返還債務について、
（現在の連帯保証人）を（ ）を変更し、
（新たな連帯保証人とする者）を（ ）を
連帯保証人としていただきますよう、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

- 現在の連帯保証人の 死亡 破産手続開始の決定 その他（ ）により
- (1) 下記2の者と連帯保証契約をしてほしい。
 - (2) 現在の連帯保証人と下記2の者が契約を行ったため承諾をしてほしい。

2 新たな連帯保証人とする者について

生年月日	年 月 日	借受人との関係	借受人の（ ）
住所	〒 -		
連絡先	電話番号	-	-
	携帯電話番号	-	-
勤務先	所在地	〒 -	
	名称		
	電話番号	-	-

私は、宮崎県育英資金返還債務について、下記の主たる債務の元金、主たる債務に関する延滞利息その他その債務に從たるすべてのもの全額及び履行状況等を確認し、今後その債務の返還状況によりそれぞれの額の変動が生じることとを理解した上で育英資金借用証書及び申請書裏面に記載の特事項に同意し、現在の連帯保証人が負う連帯保証債務を引き受けます。

宮崎県育英資金返還債務（ 年 月 日現在）※宮崎県教育委員会が示した額を記入		
元金の額	延滞利息の額	その他の債務の額

（フリガナ）

氏名（自署） (実印)

採用決定番号（ ）

貸与生（借受人）氏名（自署） (印)連帯保証人※氏名（自署） (実印)

※新たな連帯保証人とする者

注意事項

- 当申請書は、新たな連帯保証人になる者について次の書類を添付の上、提出してください。
 - 本籍及び筆頭者の記載がある住民票
 - (実印)に押印した実印が確認できる印鑑登録証明書
 - 所得証明書（変更予定の連帯保証人が第一連帯保証人（借受人の父又は母等）である場合は不要）
 - その他教育委員会が求める書類
- 元金、延滞利息、その他の債務の額の欄の記入にあたっては、必ず宮崎県教育委員会に資料を請求し、直近の宮崎県育英資金の返還債務を確認してください。
※ 「延滞利息」は、各年度の要返還額に対し、当該年度の納入期限の翌日から滞納日数に応じ、年7.6%の割合（年365日の日割計算。ただし、平成29年4月1日からは年5%の割合）で計算されるため、別途算出されます。なお、「その他の債務」には裁判費用が含まれます。
- 変更の内容が1-(1)である場合は、新連帯保証人へ宮崎県教育委員会からの承諾の通知が到達したときに契約が成立したものとします。

(裏面)

特約事項

(育英資金の交付)

第1条 貸与期間中において、育英資金は、宮崎県教育委員会が、原則当該年度分を3か月分ごとにまとめて4月から6月分を4月に、7月から9月分を7月に、10月から12月分を10月に、1月から3月分を1月に交付すること。

(返還の開始及び返還期間)

第2条 育英資金の貸与を受けた者(以下「借受人」という。)が学校を卒業し、又は貸与が停止されたときは、学校を卒業又は貸与が停止された日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、貸与を受けた期間の4倍の期間(その期間が20年を超える場合は20年)内に、貸与を受けた育英資金を返還すること。

(返還の方法及び返還の期日)

第3条 返還は、毎年宮崎県教育委員会が通知する返還額(以下「要返還額」という。)を、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法で、次の各号により均等償還すること。

- (1) 月賦の場合、要返還額を12分割(ただし、返還の開始が10月の場合、返還初年度及び最終年度については6分割)して毎月25日(ただし、25日が土日祝日の場合は翌金融機関営業日。以下同じ。)までに納付(ただし、100円未満の端数が生じる場合は3月で調整)。
- (2) 半年賦の場合、要返還額を2分割して当該年度の7月25日及び12月25日までに納付(100円未満の端数が生じる場合は12月で調整)。ただし、返還の開始が10月の場合、返還初年度及び最終年度については一括し、初年度は12月25日、最終年度は7月25日に納付。
- (3) 年賦の場合、要返還額を一括して当該年度の12月25日までに納付(ただし最終年度は7月25日に納付)。
- (4) 第1号から第3号の納付日を過ぎて要返還額に残額がある場合は、当該年度の3月31日を納入期限とすること。

(延滞利息及び督促)

第4条 要返還額について、当該年度の3月31日までに正当な理由なく返還を怠った場合は、次の措置を取られること。

- (1) 延滞利息を課せられること。
- (2) 返還期限に関わらず宮崎県教育委員会の指定した日までに返還未済の金額に対し一括返還を求められる場合があること。
- (3) 借受人に対し督促状が発布されること及び連帯保証人2人に対し催告が行われること。
- (4) 返還未済の金額及び延滞利息について強制執行の手続を取られること。

(届出の義務及び通知又は書類の到達)

第5条 借受人及び連帯保証人2人は、氏名、住所、電話番号その他の宮崎県教育委員会に届け出た事項に変更があったときは届け出るものとし、届出を怠ったり宮崎県教育委員会からの通知を受領しない等借受人及び連帯保証人の責めに帰すべき事由により宮崎県教育委員会が最後に届出のあった氏名、住所宛てに送付した通知又は書類が延着又は到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとすること。

(連帯保証人に対する履行の請求及び債務の承認)

第6条 宮崎県教育委員会が行う連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求及び連帯保証人の1人が行う債務の承認は、借受人及び他の連帯保証人に対してもその効力を生ずること。

(個人情報の第三者への提供)

第7条 借用証書に記入があった情報及び借受人の育英資金に関する情報について、宮崎県教育委員会が育英資金貸与業務(返還業務含む。)のために利用すること及びこの利用目的の適正な範囲内において、当該情報(育英資金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先等に必要に応じて提供されること。

(育英資金の債務に関する情報の連帯保証人への提供)

第8条 連帯保証人からの請求に基づき、育英資金の返還の債務及びその債務に関する延滞利息その他の債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち返還期日が到来しているものの額に関する情報を、請求をした連帯保証人に対して提供する場合があること。

(個人情報調査等)

第9条 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときに、宮崎県教育委員会が借受人及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行うこと及び当該調査等の依頼を受けた者が宮崎県教育委員会に対し当該調査等に回答すること。

(質問調査に対する応答)

- 第10条 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときに、借受人及び連帯保証人の個人情報について宮崎県教育委員会がその借受人及び連帯保証人自身に対し調査を行い、当該調査を受けた者が宮崎県教育委員会に対し回答すること。
- 2 育英資金の返還の実施のために必要があるときに行った当該調査において、当該調査を受けた者が回答しない場合又は虚偽の報告を行ったことが判明した場合、返還期限に関わらず宮崎県教育委員会の指定した日までに返還未済の金額に対し一括返還を求められる場合があること。

(補充権)

第11条 貸与期間中において、表面「※借用確定金額」について、次の貸与月額に貸与を受けた期間を乗じた額を限度として借用金額が確定したときに宮崎県教育委員会が記入する補充権を認めること。

- (1) 一般育英資金貸与月額一覧
 - ア 国公立高等学校、高等専門学校及び専修学校高等過程 自宅通学18,000円、自宅外通学23,000円
 - イ 私立高等学校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学30,000円、自宅外通学35,000円
 - ウ 国公立大学、短期大学及び専修学校専門課程 自宅通学44,000円、自宅外通学50,000円
 - エ 私立大学 自宅通学53,000円、自宅外通学63,000円
 - オ 私立短期大学及び専修学校専門課程 自宅通学52,000円、自宅外通学59,000円
- (2) へき地育英資金貸与月額一覧
 - ア 国公立高校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学27,000円、自宅外通学38,000円
 - イ 私立高校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学34,000円、自宅外通学45,000円

採用決定番号

育英資金借用証書

(高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部・専修学校(高等課程))

宮崎県教育委員会 殿

下記のとおり宮崎県育英資金貸与条例(以下「条例」という。)に基づく育英資金を借用します。

ついでには、私及び連帯保証人は、条例その他の規程並びに裏面の特約事項に同意し、育英資金の返還義務を誠実に履行します。

1 貸与生(借受人)及び連帯保証人(それぞれが自署)		提出日	年	月	日
フリガナ 氏名	印	学校名			
		生年月日	年	月	日
住所	〒	電話番号	-	-	
		携帯電話番号	-	-	
親権者① 氏名※	印	親権者② 氏名※			印

※ 一般に父母それぞれに親権があり、未成年の場合、同意確認のため両名の署名が必要となります。事情により親権者が一人又は未成年後見人の場合は、親権者①の署名欄に記入してください。なお、親権者①は原則第一連帯保証人となります。

		第一連帯保証人(自署)	第二連帯保証人(自署)
フリガナ 氏名		(印鑑登録証明書の印影) (実印)	(印鑑登録証明書の印影) (実印)
借受人との関係	借受人の <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()	借受人の()	借受人の()
生年月日	年 月 日(歳)	年 月 日(歳)	年 月 日(歳)
連絡先	電話番号	-	-
	携帯電話番号	-	-
住所	〒	〒	
勤務先	名称		
	所在地	〒	〒
	電話番号	-	-

2 借入内容及び返還計画

貸与期間	年 月～ 年 月	育英資金の種類	<input type="checkbox"/> 一般育英資金 <input type="checkbox"/> へき地育英資金
貸与月額	円	通学の種別	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外
貸与総額 (借入申込金額)	円	返還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦
返還期間	年 月～ 年 月		

※借用確定金額(宮崎県教育委員会が記入)

円

- 注意事項
- 貸与生(借受人。借受人が未成年の場合は親権者欄を含む)、第一連帯保証人、第二連帯保証人がそれぞれの欄を自署し、印鑑は各自のものを押印すること。
 - はそれぞれ該当するものを選択(✓)し、全ての欄について記入すべき欄は必ず記入すること。
 - 返還期間は、貸与期間の4倍(ただし最長20年)以内の期間を記入し、返還方法は月賦、半年賦、年賦のいずれかを選択すること。

御記入いただいた情報及び借受人の育英資金に関する情報は、育英資金貸与業務(返還業務含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(育英資金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

(裏面)

特約事項

(育英資金の交付)

第1条 貸与期間中においては、育英資金は、宮崎県教育委員会が、原則当該年度分を3か月分ごとにまとめて4月から6月分を4月に、7月から9月分を7月に、10月から12月分を10月に、1月から3月分を1月に交付すること。

(返還の開始及び返還期間)

第2条 育英資金の貸与を受けた者(以下「借受人」という。)が学校を卒業し、又は貸与が停止されたときは、学校を卒業又は貸与が停止された日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、貸与を受けた期間の4倍の期間(その期間が20年を超える場合は20年)内に、貸与を受けた育英資金を返還すること。

(返還の方法及び返還の期日)

第3条 返還は、毎年宮崎県教育委員会が通知する返還額(以下「要返還額」という。)を、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法で、次の各号により均等償還すること。

- (1) 月賦の場合、要返還額を12分割(ただし、返還の開始が10月の場合、返還初年度及び最終年度については6分割)して毎月25日(ただし、25日が土日祝日の場合は翌金融機関営業日。以下同じ。)までに納付(ただし、100円未満の端数が生じる場合は3月で調整)。
- (2) 半年賦の場合、要返還額を2分割して当該年度の7月25日及び12月25日までに納付(100円未満の端数が生じる場合は12月で調整)。ただし、返還の開始が10月の場合、返還初年度及び最終年度については一括し、初年度は12月25日、最終年度は7月25日に納付。
- (3) 年賦の場合、要返還額を一括して当該年度の12月25日までに納付(ただし最終年度は7月25日に納付)。
- (4) 第1号から第3号の納付日を過ぎて要返還額に残額がある場合は、当該年度の3月31日を納入期限とすること。

(延滞利息及び督促)

第4条 要返還額について、当該年度の3月31日までに正当な理由なく返還を怠った場合は、次の措置を取られること。

- (1) 延滞利息を課せられること。
- (2) 返還期限に関わらず宮崎県教育委員会の指定した日までに返還未済の金額に対し一括返還を求められる場合があること。
- (3) 借受人に対し督促状が発布されること及び連帯保証人2人に対し催告が行われること。
- (4) 返還未済の金額及び延滞利息について強制執行の手続を取られること。

(届出の義務及び通知又は書類の到達)

第5条 借受人及び連帯保証人2人は、氏名、住所、電話番号その他の宮崎県教育委員会に届け出た事項に変更があったときは届け出るものとし、届出を怠ったり宮崎県教育委員会からの通知を受領しない等借受人及び連帯保証人の責めに帰すべき事由により宮崎県教育委員会が最後に届出のあった氏名、住所宛てに送付した通知又は書類が延着又は到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとすること。

(連帯保証人に対する履行の請求及び債務の承認)

第6条 宮崎県教育委員会が行う連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求及び連帯保証人の1人が行う債務の承認は、借受人及び他の連帯保証人に対してもその効力を生ずること。

(個人情報の第三者への提供)

第7条 借用証書に記入があった情報及び借受人の育英資金に関する情報について、宮崎県教育委員会が育英資金貸与業務(返還業務含む。)のために利用すること及びこの利用目的の適正な範囲内において、当該情報(育英資金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先等に必要に応じて提供されること。

(育英資金の債務に関する情報の連帯保証人への提供)

第8条 連帯保証人からの請求に基づき、育英資金の返還の債務及びその債務に関する延滞利息その他の債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち返還期日が到来しているものの額に関する情報を、請求をした連帯保証人に対して提供する場合があること。

(個人情報調査等)

第9条 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときに、宮崎県教育委員会が借受人及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行うこと及び当該調査等の依頼を受けた者が宮崎県教育委員会に対し当該調査等に回答すること。

(質問調査に対する応答)

- 第10条 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときに、借受人及び連帯保証人の個人情報について宮崎県教育委員会がその借受人及び連帯保証人自身に対し調査を行い、当該調査を受けた者が宮崎県教育委員会に対し回答すること。
- 2 育英資金の返還の実施のために必要があるときに行った当該調査において、当該調査を受けた者が回答しない場合又は虚偽の報告を行ったことが判明した場合、返還期限に関わらず宮崎県教育委員会の指定した日までに返還未済の金額に対し一括返還を求められる場合があること。

(補充権)

第11条 貸与期間中においては、表面「※借用確定金額」について、次の貸与月額に貸与を受けた期間を乗じた額を限度として借用金額が確定したときに宮崎県教育委員会が記入する補充権を認めること。

- (1) 一般育英資金貸与月額一覧
 - ア 国公立高等学校、高等専門学校及び専修学校高等過程 自宅通学18,000円、自宅外通学23,000円
 - イ 私立高等学校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学30,000円、自宅外通学35,000円
 - ウ 国公立大学、短期大学及び専修学校専門課程 自宅通学44,000円、自宅外通学50,000円
 - エ 私立大学 自宅通学53,000円、自宅外通学63,000円
 - オ 私立短期大学及び専修学校専門課程 自宅通学52,000円、自宅外通学59,000円
- (2) へき地育英資金貸与月額一覧
 - ア 国公立高校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学27,000円、自宅外通学38,000円
 - イ 私立高校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学34,000円、自宅外通学45,000円

採用決定番号

収入
印紙育英資金借用証書
(大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校)

宮崎県教育委員会 殿

下記のとおり宮崎県育英資金貸与条例(以下「条例」という。)に基づく育英資金を借用します。

ついては、私及び連帯保証人は、条例その他の規程並びに裏面の特約事項に同意し、育英資金の返還義務を誠実に履行します。

1 貸与生(借受人)及び連帯保証人(それぞれが自署)	提出日	年	月	日
フリガナ 氏名	印	学校名		
		生年月日	年	月
住所	〒	電話番号	-	-
		携帯電話番号	-	-
親権者① 氏名※	印	親権者② 氏名※	印	

※ 一般に父母それぞれに親権があり、未成年の場合、同意確認のため両名の署名が必要となります。事情により親権者が一人又は未成年後見人の場合は、親権者①の署名欄に記入してください。なお、親権者①は原則第一連帯保証人となります。

第一連帯保証人(自署)		第二連帯保証人(自署)	
フリガナ 氏名	(印鑑登録証明書の印影) (実印)	フリガナ 氏名	(印鑑登録証明書の印影) (実印)
借受人との関係	借受人の <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()	借受人の()	
生年月日	年 月 日(歳)	年 月 日(歳)	
連絡先	電話番号	-	-
	携帯電話番号	-	-
住所	〒	〒	-
勤務先	名称		
	所在地	〒	-
	電話番号	-	-

2 借入内容及び返還計画

貸与期間	年 月 ~ 年 月	育英資金 の種類	<input type="checkbox"/> 一般育英資金 <input type="checkbox"/> へき地育英資金
貸与月額	円	通学の種別	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外
貸与総額 (借入申込金額)	円	返還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦
返還期間	年 月 ~ 年 月		

※借用確定金額(宮崎県教育委員会が記入)

円

- 注意事項
- 貸与生(借受人。借受人が未成年の場合は親権者欄を含む)、第一連帯保証人、第二連帯保証人がそれぞれの欄を自署し、印鑑は各自のものを押印すること。
 - はそれぞれ該当するものを選択(✓)し、全ての欄について記入すべき欄は必ず記入すること。
 - 返還期間は、貸与期間の4倍(ただし最長20年)以内の期間を記入し、返還方法は月賦、半年賦、年賦のいずれかを選択すること。

御記入いただいた情報及び借受人の育英資金に関する情報は、育英資金貸与業務(返還業務含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(育英資金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

(裏面)

特約事項

(育英資金の交付)

第1条 貸与期間中においては、育英資金は、宮崎県教育委員会が、原則当該年度分を3か月分ごとにまとめて4月から6月分を4月に、7月から9月分を7月に、10月から12月分を10月に、1月から3月分を1月に交付すること。

(返還の開始及び返還期間)

第2条 育英資金の貸与を受けた者(以下「借受人」という。)が学校を卒業し、又は貸与が停止されたときは、学校を卒業又は貸与が停止された日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、貸与を受けた期間の4倍の期間(その期間が20年を超える場合は20年)内に、貸与を受けた育英資金を返還すること。

(返還の方法及び返還の期日)

第3条 返還は、毎年宮崎県教育委員会が通知する返還額(以下「要返還額」という。)を、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法で、次の各号により均等償還すること。

- (1) 月賦の場合、要返還額を12分割(ただし、返還の開始が10月の場合、返還初年度及び最終年度については6分割)して毎月25日(ただし、25日が土日祝日の場合は翌金融機関営業日。以下同じ。)までに納付(ただし、100円未満の端数が生じる場合は3月で調整)。
- (2) 半年賦の場合、要返還額を2分割して当該年度の7月25日及び12月25日までに納付(100円未満の端数が生じる場合は12月で調整)。ただし、返還の開始が10月の場合、返還初年度及び最終年度については一括し、初年度は12月25日、最終年度は7月25日に納付。
- (3) 年賦の場合、要返還額を一括して当該年度の12月25日までに納付(ただし最終年度は7月25日に納付)。
- (4) 第1号から第3号の納付日を過ぎて要返還額に残額がある場合は、当該年度の3月31日を納入期限とすること。

(延滞利息及び督促)

第4条 要返還額について、当該年度の3月31日までに正当な理由なく返還を怠った場合は、次の措置を取られること。

- (1) 延滞利息を課せられること。
- (2) 返還期限に関わらず宮崎県教育委員会の指定した日までに返還未済の金額に対し一括返還を求められる場合があること。
- (3) 借受人に対し督促状が発布されること及び連帯保証人2人に対し催告が行われること。
- (4) 返還未済の金額及び延滞利息について強制執行の手続を取られること。

(届出の義務及び通知又は書類の到達)

第5条 借受人及び連帯保証人2人は、氏名、住所、電話番号その他の宮崎県教育委員会に届け出た事項に変更があったときは届け出るものとし、届出を怠ったり宮崎県教育委員会からの通知を受領しない等借受人及び連帯保証人の責めに帰すべき事由により宮崎県教育委員会が最後に届出のあった氏名、住所宛てに送付した通知又は書類が延着又は到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとすること。

(連帯保証人に対する履行の請求及び債務の承認)

第6条 宮崎県教育委員会が行う連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求及び連帯保証人の1人が行う債務の承認は、借受人及び他の連帯保証人に対してもその効力を生ずること。

(個人情報の第三者への提供)

第7条 借用証書に記入があった情報及び借受人の育英資金に関する情報について、宮崎県教育委員会が育英資金貸与業務(返還業務含む。)のために利用すること及びこの利用目的の適正な範囲内において、当該情報(育英資金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先等に必要に応じて提供されること。

(育英資金の債務に関する情報の連帯保証人への提供)

第8条 連帯保証人からの請求に基づき、育英資金の返還の債務及びその債務に関する延滞利息その他の債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち返還期日が到来しているものの額に関する情報を、請求をした連帯保証人に対して提供する場合があること。

(個人情報調査等)

第9条 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときに、宮崎県教育委員会が借受人及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行うこと及び当該調査等の依頼を受けた者が宮崎県教育委員会に対し当該調査等に回答すること。

(質問調査に対する応答)

- 第10条 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときに、借受人及び連帯保証人の個人情報について宮崎県教育委員会がその借受人及び連帯保証人自身に対し調査を行い、当該調査を受けた者が宮崎県教育委員会に対し回答すること。
- 2 育英資金の返還の実施のために必要があるときに行った当該調査において、当該調査を受けた者が回答しない場合又は虚偽の報告を行ったことが判明した場合、返還期限に関わらず宮崎県教育委員会の指定した日までに返還未済の金額に対し一括返還を求められる場合があること。

(補充権)

第11条 貸与期間中においては、表面「※借用確定金額」について、次の貸与月額に貸与を受けた期間を乗じた額を限度として借用金額が確定したときに宮崎県教育委員会が記入する補充権を認めること。

- (1) 一般育英資金貸与月額一覧
 - ア 国公立高等学校、高等専門学校及び専修学校高等過程 自宅通学18,000円、自宅外通学23,000円
 - イ 私立高等学校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学30,000円、自宅外通学35,000円
 - ウ 国公立大学、短期大学及び専修学校専門課程 自宅通学44,000円、自宅外通学50,000円
 - エ 私立大学 自宅通学53,000円、自宅外通学63,000円
 - オ 私立短期大学及び専修学校専門課程 自宅通学52,000円、自宅外通学59,000円
- (2) へき地育英資金貸与月額一覧
 - ア 国公立高校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学27,000円、自宅外通学38,000円
 - イ 私立高校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学34,000円、自宅外通学45,000円

育英資金返還猶予申請書

申請日 年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

本人	現住所	〒 -	勤務先	所在地	〒 -
	ふりがな氏名	Ⓜ		勤務先名	
	電話番号	(自宅) - - (携帯) - -		電話番号	- -
連帯保証人	現住所	〒 -	勤務先	所在地	〒 -
	ふりがな氏名	Ⓜ		勤務先名	
	電話番号	(自宅) - - (携帯) - -		電話番号	- -

次のとおり、宮崎県育英資金の返還猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

採用決定番号 又は納付番号		猶予期間 (最大1年度)	年 月 日から 年 月 日まで
申請理由	添付書類		
<input type="checkbox"/> 在学	<input type="checkbox"/> 在学証明書原本（学校は大学院、大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校（専門課程及び高等課程）に限る。）		
<input type="checkbox"/> 上記以外の学校に 在籍中又は進学準備中	<input type="checkbox"/> 在学証明書原本 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
<input type="checkbox"/> 疾病・傷病	<input type="checkbox"/> 診断書原本（治療期間及び就労困難の旨の記載）		
<input type="checkbox"/> 出産による減収	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳（表紙と出産証明日欄（妊娠中は分娩予定日欄）の写し）		
<input type="checkbox"/> 育児休業・介護休業による減収	<input type="checkbox"/> 休業証明書原本 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
<input type="checkbox"/> 被災	<input type="checkbox"/> 市町村長又は消防署長が発行するり災証明書		
<input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> 失業・解雇・倒産 ・ 出産退職 <input type="checkbox"/> 低収入 <input type="checkbox"/> 生活保護	<input type="checkbox"/> 所得関係書類（下記のいずれか） （所得証明書原本・源泉徴収票の写し・直近の給与明細書3か月分の写し） <input type="checkbox"/> 会社が発行した書類（休業証明書原本・退職証明書原本 ・ その他（ ）） <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書原本（受給者証は不可）		
<input type="checkbox"/> 無職・未就労	<input type="checkbox"/> 「今後の見通し」各欄に状況の詳細を記入 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
現在の状況	収支の実情		返還困難事情の詳細
	年間収入 約 万円	収入の内容	
	<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 給与収入以外の所得 <input type="checkbox"/> その他（ ）	年間支出 約 万円	
今後の見通し	猶予期間後の返還計画		返還計画を実現するための具体的な活動
※ 申請理由欄の区分で「無職・未就労」を選択した場合は、必ず記入。その他の区分を選択した場合も、できるだけ記入すること。	返還開始 年 月分から		
	返還月額 (円)		
	年間返還額 (円)		
	返還金にあてる資金の目処		
	<input type="checkbox"/> () による収入増		
	<input type="checkbox"/> () による支出減		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

注意事項

- 1 押印や添付書類忘れに御注意ください。
- 2 書類提出後、猶予の適否の判断に当たり時間を要するため、お早めに御提出ください。
- 3 御記入いただいた情報は、本育英資金事務のために利用し、それ以外の目的に利用することはありません。
- 4 当申請書の記載内容と添付書類で猶予適否の判断が困難な場合には、電話等でのお問合せや、別途に理由書や説明書等の提出を指示することがあります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第11号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(規則改正) 新民法についての補足資料

民法の各規定が枠内のとおり改正されたため、今回の規則改正により、現行の取扱い (**現行**で表示) を改める (**改正**で表示)。

1 連帯保証人変更について

旧民法	新民法
(新設)	第 472 条 免責的債務引受の引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れる。 2 免責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。 3 免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによってもすることができる。

現行 連帯保証人を変更しなければならない事由が生じたときに届け出る。

改正 連帯保証人を変更する場合は申請し、県教育委員会の承認を得るものとする。

2 連帯債務の効力について

旧民法	新民法
第 434 条 連帯債務者の 1 人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対してもその効力を生ずる。	第 441 条 第 438 条、第 439 条第 1 項及び前条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。 ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。

現行 ただし書き (別段の意思) の表示がないため、履行の請求を連帯保証人の 1 名に対して行っている場合に、債務者本人の時効 (権利を行使できることを知ったときから 5 年、権利を行使することができるときから 10 年) が進行し、債務が消滅してしまう恐れがある。

例：高校で利用した奨学金の返還を主債務者の保護者である連帯保証人が行っている場合

改正 規則様式第 1 号、第 6 号及び第 7 号の特約事項において、連帯保証人に対する履行の請求等が本人に効力が及ぶことの同意を得る (例の場合においても主債務者の時効が更新される)。

3 連帯保証人への情報提供義務について

旧民法	新民法
(新設)	第 458 条の 2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

現行 規則様式に記載なし

改正 規則様式第 6 号及び第 7 号の特約事項に連帯保証人への情報提供があることを記載。